

東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (外部からの衝撃による損傷の防止(火山))

平成29年9月14日
日本原子力発電株式会社

No	分類			審査会合 日付	指摘事項	対応状況	反映箇所
	大分類	中分類	小分類				
492-1	6条(火山)			2017/8/3	平成12年建設省告示第2464号(JIS適合品については、材料強度を1.1倍以下の数値をとることが可能である)は、積雪荷重に対する評価に適用可能なこと及び適用事例があれば示すこと。また、指針類に同様の扱いがあるかを確認すること。	今回ご説明	以下の理由から、タービン建屋の評価にF値×1.1を適用できると判断しました。 ・降下火砕物の堆積荷重と同種の荷重である極めて稀な積雪荷重に対して、F値×1.1を適用可能なことが、建築基準法等に定められている。 ・短期許容応力度にF値×1.1を適用するタービン建屋の評価は、座屈耐力(終局強度)に対して保守性が確保されている。
492-2	6条(火山)			2017/8/3	許容堆積荷重の算定は実質的に応力評価なので評価内容を説明すること。また、設置許可、工事計画認可それぞれのフェーズで示す内容について整理すること。	今回ご説明	自身がMS-1及びMS-2の機能を有し短期許容応力度で健全性を確認する原子炉建屋と、クラス2設備を内包する建屋のうち終局強度に対して健全性を確認するタービン建屋を代表として、評価概要及び評価結果を記載しました。 また、設置許可段階では、これらの原子炉建屋とタービン建屋を代表として評価概要と成立性についてご確認していただく。工事計画認可においては、原子炉建屋及びタービン建屋に加え、使用済燃料乾式貯蔵建屋について、主トラス、屋根スラブ及び二次部材の構造性能を確認し、各建屋に求められる機能設計上の性能目標を確保していることを計算書として示し、タービン建屋については、荷重増分解析を実施し、屋根部が崩壊しないことを確認します。